

報告第3号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和3年5月31日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	渋谷区本町六丁目在住個人	事故日：令和2年11月28日 場 所：杉並区堀ノ内一丁目  ・庁有車で車線変更をする際、前方不注意により、前の車両に接触し損傷を与えた。  (危機管理室)	77,048円
			令和3年1月17日
2	杉並区和泉四丁目在住個人	事故日：令和2年11月13日 場 所：桃井原っぱ公園  ・公園入口の柵を外したまま、足元の突起物への注意喚起を怠ったため、公園利用者が躓いて転倒し、腕の負傷と衣服が損傷した。  (危機管理室)	152,350円
			令和3年1月29日